

リサイクル6法概要比較表

	施行年及び見直し年次等	目的	主たる対象者	基本方針の定め	数値目標	登録・認定・指定等制度	関連法令の特例	罰則規定	その他特徴事項
資源有効利用促進法	施行年 ：平成3年 見直し年次 ：施行から7年以内	資源の有効な利用を図るとともに、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する措置を講ずることで、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全を図る。	・特定省資源事業者 ・特定再利用事業者 ・特定省資源化事業者 ・指定再利用促進事業者 ・指定表示事業者 ・指定再資源化事業者 ・指定副産物事業者	・使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用を推進するため、主務大臣は基本方針を定める。	なし	・使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定	――	・50万円以下の罰金	・各事業者の判断の基準となるべき事項の規定
容器包装リサイクル法	施行年 ：平成7年 見直し年次 ：平成17年	容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。	・消費者 ・特定容器製造等事業者 ・特定容器利用事業者 ・特定包装利用事業者 ・市町村 ・再商品化事業者	・容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を推進するため、主務大臣は基本方針を定める。	なし	・再商品化の認定 ・自主回収の認定 ・指定法人の指定	【廃棄物処理法の特例】 ・再商品化事業の認定を受けた事業者は廃棄物処理法における一般廃棄物の収集運搬・処分業の許可不要	・50万円以下の罰金	・指定法人制度
家電リサイクル法	施行年 ：平成13年 見直し年次 ：平成18年	小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る	・特定家庭用機器の小売業者 ・特定家庭用機器の製造業者	・特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を推進するため、主務大臣は基本方針を定める。	なし	・再商品化等の認定 ・指定法人の指定	【廃棄物処理法の特例】 ・認定製造業者、指定法人等は、一般廃棄物、産業廃棄物に係る収集運搬・処分業の許可不要 ・事業者が小売業者や認定事業者に産業廃棄物を引き渡す場合、マニフェスト交付義務不適用 ・一般廃棄物の料金上限規制の不適用	・50万円以下の罰金	・指定法人制度 ・マニフェスト制度 ・廃棄者のリサイクル料金、収集運搬料金の負担
食品リサイクル法	施行年 ：平成13年 見直し年次 ：平成18年	食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定め、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の促進措置を講ずることにより、資源の利用確保及び廃棄物の排出抑制を図る。	・食品関連事業者 ・再生利用事業者	・食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量（食品循環資源の再生利用等）を推進するため、主務大臣は基本方針を定める。	あり	・再生利用事業者の登録 ・再生利用事業計画の認定	【肥料取締法・飼料安全法の特例】 ・再生利用事業の登録を受けた事業者は、肥料取締法（飼料安全法）に基づく、特殊肥料（飼料）の生産販売届出があったものとみなす。 【廃棄物処理法の特例】 ・登録（認定）事業場への一般廃棄物搬入における荷下ろし地の収集運搬業の許可不要 ・登録（認定）事業場への一般廃棄物搬入における一般廃棄物の料金上限規制の不適用	・50万円以下の罰金	・食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の規定
建設リサイクル法	施行年 ：平成14年 見直し年次 ：平成19年	特定の建設資材について、分別解体等及び再資源化等の促進、解体工事業者の登録制度の実施等により、再生資源の利用及び廃棄物の減量等を通じ、資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を図る。	・解体工事業者	・建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、主務大臣は基本方針を定める。	あり	・解体工事業者の登録	――	・1年以下の懲役 ・50万円以下の罰金	――
自動車リサイクル法	施行年 ：平成17年 見直し年次 ：平成21年	自動車製造業者等による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等の措置を講ずることにより、廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図る。	・自動車所有者 ・自動車製造業者、輸入業者 ・引取業者 ・フロン類回収業者 ・解体業者 ・破碎業者	――	あり	・再資源化等の認定 ・解体自動車の全部再資源化実施委託の認定 ・引取業者、フロン類回収業者の登録 ・解体業、破碎業の許可 ・資金管理法人、指定再資源化機関、情報管理センターの指定	【廃棄物処理法の特例】 ・認定製造事業者、引取業者等の事業者は、認定や都道府県の許可等の取得により、一般廃棄物、産業廃棄物の収集運搬・処分業の許可不適用 ・収集運搬業者は、一般廃棄物、産業廃棄物いずれかの収集運搬の許可により、両方の収集運搬が実施可能 ・一般廃棄物の料金上限規制の不適用 ・引取業者への処理委託等の際のマニフェスト交付義務不適用	・300万円以下の罰金	・再資源化預託金制度 ・電子マニフェスト制度 ・指定法人制度（資金管理法人、指定再資源化機関、情報管理センター）